

## 野洲市民病院整備事業の現状報告について (市立野洲病院開院に向けた取り組み状況)

### 1) 目標

7月1日から市立野洲病院として、専門性の高い最良の医療、看護、保健サービスなどを誠実に親しみやすい姿勢で市民の皆さんに提供するよう最大限に努める。

### 2) 基本方針

#### ① 野洲病院引継ぎにおける情報の開示

⇒ 市が野洲病院から引き継ぐ資産と負債を全て開示する。

#### ② 人事体制の安定化

⇒ 新規採用職員について現野洲病院職員が大多数を占めることから、7月1日付人事異動(職員配置)は、野洲病院の現状を踏まえた職員配置を前提とし、5月末日までに内示する。  
役職等任用については、各配置職場の状況に応じて、職員の試験成績、履歴における経験、実績、年齢等を勘案して決定する。

⇒ 非正規職員(有期雇用職員)の採用は、野洲病院で4月から6月まで雇用されている職員を本人の希望に基づき、野洲病院の雇用条件を基本に本市の規定を下回らない条件で引き続き年度末まで市が雇用する。

#### ③ 野洲病院業務フローを暫定的に踏襲 <経過措置>

⇒ 1日や月間業務の流れについて混乱を最小限に抑えるため、野洲病院方式で当分の間業務を遂行し安定化を図る。

⇒ 開院後に業務手法などを分析し、必要に応じて随時改善していく。

⇒ 抜本的に見直す必要が生じた場合は、独立行政法人化や新築移転の機会に見直す。

#### ④ 最小限の経費で

⇒ 野洲病院と野洲市の物品等にかかる名称変更や支給物などについては、独立行政法人化や新築移転が予定されていることを踏まえ、利用者や職員に不便や混乱をきたさない程度(受忍の範囲内)の変更とすることで、費用を最小限に抑える。野洲病院の名称が表示されている消耗品等についても、資源を有効に活用していくため、一定期間使用する。

### 3) 課題

#### ① 開院事務

- ・ 医療情報システム等の引継ぎと市の仕様による改修業務
- ・ 薬品、医療材料の事前調達準備

⇒ 病院開設許可前に市が医薬材料を直接購入することが薬事法上できないことが判明。

#### ② 野洲病院経営体力の低下

- ・ 訴訟等による風評被害

⇒ 野洲病院経営の健全性に影響

- ・ 市病院職員採用試験結果に伴う野洲病院職員数の減少(早期退職など)

⇒ 市立野洲病院開院に伴う協力体制に支障(可能な範囲で協力は得られているものの)

《新病院整備》

#### ③ 実施設計業務

- ・ 新病院建設工事費が増額となる見込み

#### 4) 課題への対応

##### ① 開院事務

###### ○ 開院準備包括業務の委託

- ・ 医療情報システムの改修等について、御上会野洲病院で作業等を実施し、それに係る経費を開院準備包括業務委託料として支出。〈既決予算で対応〉

###### ○ 医薬材料等事前調達協定

- ・ 医薬材料等については、6月末時点での在庫調整と合わせながら、野洲病院に事前調達(準備)するよう協定を締結し負担金を支出する形で対応。〈6月議会補正予算提案予定〉

##### ② 野洲病院経営体力の低下

###### ○ 医師確保対策補助金の増額

- ・ 4月に本市で採用した医師4名について、市条例による派遣協定を御上会野洲病院と締結し、それに係る費用については負担割合(市2、野洲病院8)により、野洲病院が負担することとしている。
- ・ 野洲病院の医師確保について、野洲病院が負担する同額に近い費用を医師確保対策補助金として交付。〈6月議会補正予算提案予定〉

###### ○ 地域医療振興資金貸付金の債権

- ・ 野洲病院資産が本市に無償譲渡されるため、同貸付金9億円のうち未償還残高225,561千円について、当初方針を踏まえ債務を免除する可能性 〈清算法人結了時点を見据え判断〉

《新病院整備》

##### ③ 実施設計業務

###### ○ 債務負担の上限額の変更(増額)

- ・ 実施設計業務(6月末完了予定)における新病院建設工事費の見込み 85億円を超えない想定

#### 5) 現在の取り組み状況

##### ① 事業譲渡契約締結準備

- ⇒ 契約書案(別紙 契約概要)に基づき、内容や条件等について御上会と調整。顧問弁護士にリーガルチェックを依頼。譲渡目録については、6月30日時点での確定となる。

##### ② 職員体制

###### ○ 医師

- ⇒ 常勤医師19名を確保(現野洲病院で勤務する医師21名中)
- ⇒ 非常勤医師については、野洲病院の現在の外来診療や当直体制を踏まえ、サービス低下を招かないことを軸に調整。

###### ○ 医師以外の職員

- ⇒ 看護師、薬剤師、作業療法士、事務職、看護助手について、より安定的な運営を目指し、追加募集を実施。応募状況によっては、非常勤職員の雇用などにより調整。

##### ③ 法的手続き、各種届出など

- ⇒ 近畿厚生局、草津保健所など、必要な機関と調整。

##### ④ 賃貸借関係

- ⇒ 駐車場、職員寮(借地、借家)などについて、条件等も含め調整。

##### ⑤ 業務委託、出納関係

- ⇒ 各委託業者、関係金融機関のと調整。

##### ⑥ 例規整備、人事給与システム

- ⇒ 庁内で連携を図りながら調整。